第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取り扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記１　本社（店）所在地及び申請書の郵送先（郵送の場合）

［掲載順序　本社（店）所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
東北農政局農村振興部設計課調整係
〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4150

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
関東農政局農村振興部設計課調整係
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１
電話048―600―0600　内線3559

⑶　新潟県、富山県、石川県及び福井県
北陸農政局農村振興部設計課調整係
〒920―8566 金沢市広坂２－２－60　電話076―263―2161　内線3522

⑷　岐阜県、愛知県及び三重県
東海農政局農村振興部設計課調整係
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２
電話052―201―7271　内線2614

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
近畿農政局農村振興部設計課調整係
〒602―8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町　電話075―451―9161　内線2516

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
中国四国農政局農村振興部設計課調整係
〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１
電話086―224―4511　内線2620

⑺　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
九州農政局農村振興部設計課調整係
〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１　電話096―211―9111　内線4719

別記２　測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒331―0814 埼玉県さいたま市北区東大成町１―497ＭＪ赤柴ビル２階　測量・建設コンサルタント等インターネット一元受付ヘルプデスクあて
電話048―657―8744

別記３　建設工事インターネット申請に係る納税証明書等の送付先
一元受付ヘルプデスク
ファクシミリ番号06―7638―9928

競争参加者の資格に関する公示

東京地下鉄株式会社が発注する広告宣伝業務の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 30 年 11 月１日

東京地下鉄株式会社　広報部長　堂免　敬一

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

１　業務概要

⑴　業務の名称
ア　2019年度広告宣伝業務（その１）
イ　2019年度広告宣伝業務（その２）
ウ　2019年度広告宣伝業務（その３）

⑵　履行期間　契約締結日から平成32年３月31日までを予定する。

２　競争参加資格の申請方法　以下のホームページからご確認ください。
https://www.tokyometro.jp/corporate/business/procurement/index.html

⑴　申請書の提出期間　平成30年11月１日（木）から平成30年11月９日（金）まで（必着）

３　競争参加者の資格及びその審査

⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。

⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。

⑶　次の各号に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。

①　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

②　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。

③　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。

④　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

⑤　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。

⑥　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。

⑦　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄㈱（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。

⑧　契約に関し、現に履行遅延となっていること。

⑨　契約の履行実績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。

⑩　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽を記載したこと。

⑪　①～⑦までのいずれかに該当する事実があった後３年を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑸　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

⑹　申請書等の提出期限から落札者決定の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていない者であること。

４　資格審査結果の通知　「競争参加資格結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

５　問い合わせ先　〒110―8614 東京都台東区東上野三丁目19番６号　東京地下鉄株式会社　広報部宣伝課　電話番号03―3837―7047